

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したることについて通知がありました。

令和三年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（電子基準点現地調査）
- 二 測量の地域 奈良市及び生駒市
- 三 測量の終了年月日 令和二年十二月二十八日